

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）
DC（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第15回社会保障審議会年金部会／
社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2019年12月25日、第15回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00018.html

【議事】

事務局から、これまでの部会のまとめとして、「社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）」が示されました。

要点は以下のとおりです。

<今般の年金制度改革>

（1）被用者保険の適用拡大

- ・被用者保険の適用範囲について、現行の500人超という企業規模要件を見直す。具体的には、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させ

るため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用することを目指す。

- ・短時間労働者の適用要件のうち、1年以上の勤務期間要件は撤廃し、2カ月超の要件が適用されるようにする。
- ・5人以上の個人事業所のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業を、適用業種に追加する。

(2) 高齢期の就労と年金受給の在り方

- ・65歳以上の者に対する在職老齢年金制度（高在老）については、年金制度だけで考えるのではなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していく。
- ・65歳以降の老齢厚生年金について在職定時改定の導入を行う。
- ・60～64歳を対象とした低在老について、高在老と基準を合わせ、現行の28万円から47万円とする。
- ・年金の受給開始時期について、現行の60～70歳を60～75歳へ拡大する。また、繰上げ・繰下げの増減率は、1月当たりの繰上げ減額率を0.4%に、繰下げ増額率は0.7%とする。

(3) その他の制度改正事項及び業務運営改善事項

- ・厚生年金・健康保険の適用について、雇用契約の期間が2カ月以内であっても、実態としてその雇用契約期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は適用対象とするよう見直す。
- ・国民年金保険料の申請全額免除基準対象に、未婚のひとり親や寡夫を追加する。
- ・脱退一時金制度の支給上限年数を現行の3年から5年に見直す。
- ・年金生活者支援給付金について、受給対象者になり得る者も所得・世帯情報の取得対象とする等の見直しを行う。
- ・国民年金手帳について、「基礎年金番号の本人への通知」機能を有する通知書で代替するよう見直す。
- ・厚年法に基づく事業所への立入調査について、適用事業所である蓋然性が高いと認められる事業所もその対象とできるようにする。
- ・年金担保貸付事業を廃止する。

これらの事務局からの説明に続いて、委員からは次のような意見が出されました。

【委員からの意見（主なもの）】

- ・適用範囲の拡大については、踏込み不足で、所得代替率への効果は限定的となっている。スピード感を持って、今後更なる適用拡大を進めてほしい。（複数委員）
- ・課題となっている基礎年金の所得再分配機能の低下への対応が不十分。保険料拠出期間の延長などの改革が必要。（複数委員）
- ・各種制度の改革について、働き方の実態を踏まえて検討とされているが、制度が実態を歪めるケース（配偶者控除等）もあることも念頭において、今後の議論を進めるべき。（大学教授）
- ・短期的、局所的にデメリットがあっても、長期的、全体的にメリットがあることを行うのが公共政策。マクロ的・長期的な視点で今後の年金制度の改革を進めてほしい。（大学教授）

こうした議論の後、事務局の「社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）」が概ね了承されました。

厚生労働省は、当部会での議論を踏まえ、次期通常国会に関連法案を提出する見通しです。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp